

青い空に浮かぶ白い雲 18

—体罰—

東大和市教育委員会 教育長 真如昌美

「体罰の禁止」

「いじめの根絶」の取り組みを進めていたところで、大阪市立高校教師による「体罰」が原因と思われる生徒の自殺があったことは報道の通りです。

学校教育法第11条には「体罰の禁止」が定められています。また、平成19年2月5日付文部科学省初等中等局の通知(別紙)には

「児童生徒への指導に当たり、学校教育法第11条ただし書きにいう体罰は、いかなる場合においても行ってはならない。教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。」

と記されています。

体罰については、当市においても、校長等からの報告により判明することがあります。かつて、私が指導室長をしていたときにも複数の体罰に関する報告があり、市内全小中学校長に対して「体罰防止プラン」の作成と職員への「体罰の禁止」の指導・徹底を通知しました。

平成18年12月10日、東大和市教育委員会は全校の「体罰防止プラン」をまとめ「東大和市立小中学校体罰防止プラン」を公表しました。

教育委員会、学校は、再度、職員に対して体罰の禁止について周知・徹底します。また、「体罰防止プラン」の確認と今年度中の改訂について指示しました。

体罰の禁止：学校教育法第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし体罰を加えることはできない。

問題行動を起こす児童生徒に対する指導について(通知)平成19年2月5日付文部科学省初等中等局

教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒(殴る、蹴る等)、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たる場合は、体罰に該当する。

人権教育プログラム(学校編)東京都教育委員会発行32頁「指導という名もとの体罰や乱暴な言動」

幼児・児童・生徒が自分の指示に従わなかったときに、無理やり言うことを聞かせようとすることはありませんか。身体に対する侵害を内容とする懲戒、肉体的苦痛を与えるような懲戒は、体罰に該当します。また、言葉や態度などで精神的な苦痛を与える行為も体罰と同じように人権侵害に当たる可能性があります。幼児・児童・生徒の課題のある行動の背景を理解し、一人一人に応じた丁寧な指導を行うことが大切です。